

今後の発達障害児者支援の方向性とアーチルの役割

～地域で誰もが安心して暮らすために～

仙台市発達相談支援センター連絡協議会

(仙台市北部・南部発達相談支援センター)

< 目 次 >

第1章	策定の趣旨及び位置づけ	
1	策定の趣旨	1
2	位置づけ	2
第2章	発達障害児者支援の現状と課題	
1	発達障害をめぐる全国的な動向	3
	(1) 増加する発達障害相談	
	(2) 求められる発達障害児者支援	
2	仙台市における発達障害児者支援の現状と課題	5
	(1) 相談支援の現状	
	(2) 相談支援の課題	
第3章	今後の発達障害児者支援の方向性とアーチルの役割	
1	仙台市において目指す方向性	11
2	アーチルに求められる役割	13
	(1) 生涯にわたる一貫した相談機能	
	(2) システム全体のコーディネート機能	
第4章	支援を推進するために	
1	連携・協働による推進	16
2	具体的な取り組みに向けて	19
	【資料】	
1	アーチル開所までの経緯	20
2	アーチル開所後の主な取り組み	21
3	参考文献	26

第1章 策定趣旨及び位置づけ

1 策定の趣旨

本市は、発達相談支援センター（愛称「アーチル」）を平成14年4月に開所し、知的障害、重症心身障害、自閉症やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障害¹児者を対象として、「早期出会い」と乳幼児期から成人期までの「生涯ケア」に取り組んでいます。

増加する相談ニーズ等に対応するため、平成24年1月に市内2か所目となる南部発達相談支援センターを太白区長町南に増設し、これまでの泉区泉中央に所在するセンターは、北部発達相談支援センターと改称しました。

平成14年開所以降この10年余りの間には、法制度における支援費制度から障害者自立支援法への移行や発達障害者支援法の施行、特別支援教育の推進、「発達障害」の概念の拡がり等、発達障害児者やその家族をとりまく状況は大きく変化してきました。これらの状況を背景に、アーチルの相談では、開所当時と比べて、知的障害を伴わない事例や障害特性がはっきりしない事例が増加するとともに、相談者の抱える課題も多様化、複雑化してきています。

発達障害児者支援を取り巻く状況が変化する中であって、時とともに変化するニーズに応じて、「地域の中での育ちと暮らしを支える」相談支援や支援システム整備等を行っていくには、仙台市の発達障害児者の現状を分析し、課題整理を行うとともに、アーチルの果たす役割についても再考する必要があります。

また、本人や家族が求める支援内容は、養育や就園・就学、就労、住まいの場、居場所、保健衛生、医療、福祉等、生活全般に亘り、成長過程において変化し、新たなニーズも発生し、さらに、複雑に重なり合うことがありますので、これらの課題を解決するためには、様々な機関との連携・協働がますます重要となります。

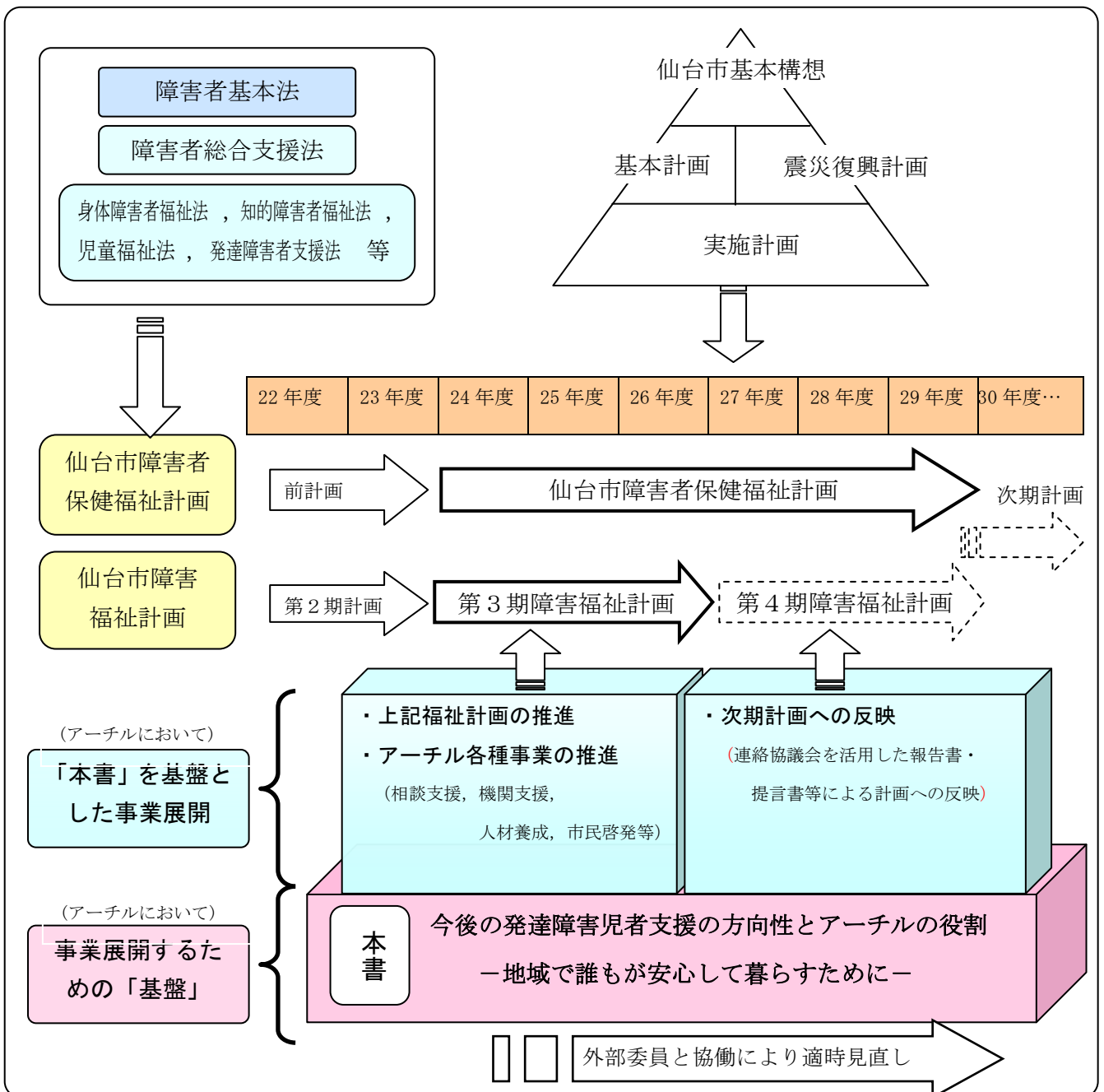
本書は、これまでの障害児者支援の基本的な理念や視点を継承しながら、連携・協働を基調とした今後の発達障害児者支援のあり方や方向性について検討し、また、アーチルの担う役割について整理して、今後の仙台市における発達障害児者支援を進める上での、いわゆる「羅針盤」として活用するものです。

¹ 「発達障害」という用語については、二つの定義があります。「従来から用いられてきた知的障害等も含む包括的な発達障害概念」と「発達障害者支援法第2条第1項に定められているところの発達障害（知的障害等は含まない）」です。

アーチルは発達障害者支援法制定前の平成14年4月に設置されており、発達相談支援センター設置条例上の発達障害の定義は、「従来から用いられてきた知的障害等も含む包括的な発達障害概念」として定義されていることと同義です。本書の「発達障害」も知的障害等も含む概念として使用しています。

本市では、障害者基本法をはじめとした関連法等に基づき、様々な障害者施策や事業を展開しています。また、本市における理念や基本方針を定めた「仙台市障害者保健福祉計画」に基づき、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため重点化する事業を掲げ、推進しています。

今後の発達障害児者支援のあり方やアーチルの担う役割についてまとめた本書の位置づけは、下の図に示すように「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画」に掲げる施策やアーチルの各種事業の推進・次期計画施策等を検討する際の基盤となるものです。



第2章 発達障害児者支援の現状と課題

1 発達障害をめぐる全国的な動向

(1) 増加する発達障害相談

近年、全国の発達障害者支援センターにおいて相談件数が増加しています。平成25年度発達障害者支援センター全国連絡協議会では、急増する相談件数にどう対応するのか、発達障害者支援センターの役割の再考も含めて検討が行われています。

また、文部科学省が実施した特別支援教育対象者に関する調査研究結果で、「義務教育段階の特別支援教育対象者の割合は全体の2.71%であり、約20年前に比較して2倍である。また特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室の対象者も年々増加している」と報告されています。

発達障害に関する相談が増加した背景として二つが挙げられます。一つには「発達障害には『連続性』があるという見方に伴って診断基準が変化したこと（発達障害の臨床像のスペクトラム性という特徴に沿って、発達障害の概念や診断基準が次第に拡大した）」です。二つには「発達障害の知識が普及したことに伴って社会的な認知が拡大したこと（発達障害のある子どもの存在が社会に知られ、発達障害の知識が社会に普及したことに伴い、発達障害のある子どもの受け入れが以前に比べて社会に広がった）」が考えられています。²

(2) 求められる発達障害児者支援

① 発達障害児者支援の考え方

増加する発達障害相談をめぐって、「どこまでを発達障害と捉えて支援の対象とするのか」、この「障害」と「個性」との境界線をどこに引くのかということについて、専門家の中では多くの意見が交わされています。このことに関して、「この連続体のどこに境界性を作るかということ以上に、生活面の支援の必要性に目を向けるべきである」とし、「障害を無くすことを目指すのではなく、『生きづらさ』の改善に向けた相談支援こそが重要だ」と生活支援を重要視する意見が多く出されています³。

² 坂爪一幸；「発達障害の増加と懸念される原因についての一考察」早稲田教育評論第26巻第1号

³ 社団法人日本発達障害福祉連盟編発達障害白書2013版；「自閉症スペクトラム障害」という診断名と発達障害の増加の懸念 田中康雄 P28～29

この中で田中氏は、「発達障害とは過去から未来永劫に至るまでを決定づけた普遍的な構造ではない。人間が個々にもつさまざまな条件や特性のうち、今の社会生活を送る上で、『生きづらさ』が強くつくられる『たまたまの』特性を一括りに分類したものにすぎない」と位置づけ、その支援について「障害の消滅や消失を目指すことではなく、『生きづらさ』の改善を一緒に考えていく相談支援が重要である」と述べています。

② 発達障害のある青年への対応

増加する発達障害相談の中でも、青年期の増加が顕著です。

高校や大学、あるいは職場等において発達障害のある青年への対応、中でも、就労に関わる支援が求められていて、労働の分野と緊密に連携した取り組みが必要です。また、就労と併せて、地域の身近なところで気軽に生活相談を受け、必要に応じて支援のコーディネイトを依頼できるような社会資源が不足しています。

青年期における本人の社会参加と自立を支えていくためには、自分自身を肯定的に捉えることができるようなサポートが求められますが、そのためには、早い段階からの本人の自己理解支援、また、仲間作りや安心できる居場所作り等をさらに進めていく必要があります。

③ 2次障害への対応

発達障害に起因する本人の「生きづらさ」は幼児期、学齢期からも始まり、周囲の理解や対応に関する配慮が得られない場合は、過度の不安やストレス、抑うつ等の問題が発生しやすいと言われています。「見ただけでは本人の抱える事情がわかりにくい」発達障害について理解啓発をさらに進めながら、理解者の拡大を図っていく必要があります。

不安やストレスが長期に継続した場合、本人の状態はさらに悪化し、精神疾患の発症、あるいは反社会的な行動や長期間の引きこもり、強度行動障害等が生じて日常生活や社会参加が著しく困難となる場合も少なくありません。問題が複雑化・深刻化した場合の支援方法の開発や対応できるための新たな支援ネットワークの形成等も必要です。

④ 家族支援

子どもの持つ発達特性から「育てにくさ」を感じている家族に対して、「育児支援」を切り口に、発達障害かどうかははっきりしていない早期の段階から家族の育てにくさを軽減していく取り組みも求められています。また、専門機関相談後は、子どもの発達特性に関する家族の理解を支援することにとどまらず、同じ悩みを持つ仲間や先輩保護者との交流等家族が地域の中で孤立しないような支援ネットワークを構築していくことも必要です。このことは、乳幼児期や学齢期だけではなく、成人期になって初めて我が子の発達障害を知った家族についても同様のことが言えます。

⑤ その他

本人が壮年期を迎えて家族が高齢化した場合の「親亡き後」については、住まいの場の確保や成年後見制度等の支援が必要です。

(1) 相談支援の現状

① 相談件数の増加

南部アーチルが開所して南北2館体制となった平成24年度、相談件数は約1,500件増加し、総数は9,500件を超えました(図1)。各区の人口と比較すると、太白区の新規相談件数の人口に占める割合が特に大きくなっています。より利便性のよい南部アーチル開設で、地域の潜在的なニーズがより明らかになったと見ることができます(図2)。

新規相談者数は、乳幼児期、学齢児期、成人期の全てのライフステージで増加傾向にありますが、特に成人期の相談は年々増加しており、開所年度の3.43倍となっています(図3)。また、継続相談についても、成人期相談件数が著しく増加しており、開所年度の3.65倍となっています(図4)。これは、アーチルでの相談後に地域で継続的な相談を受けることができる場がまだ少なく、アーチルで継続的に相談せざるを得ない場合が多いためと考えられます。

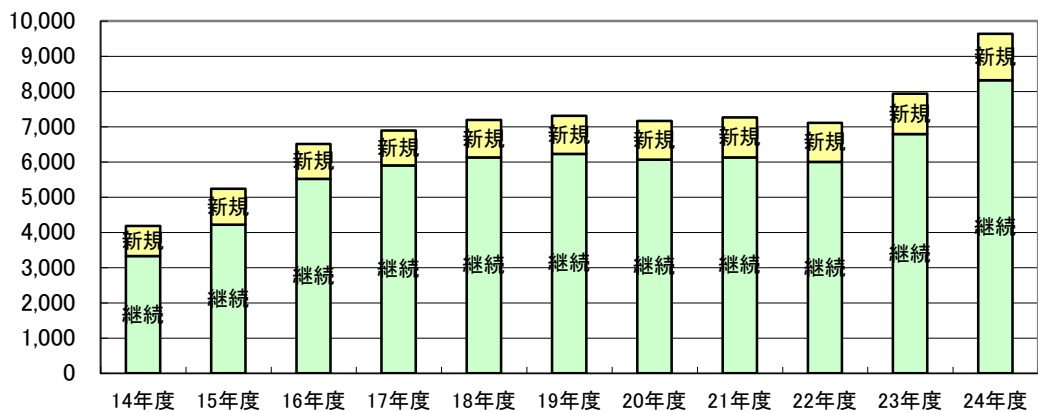


図1. アーチル開設からの相談総数の推移

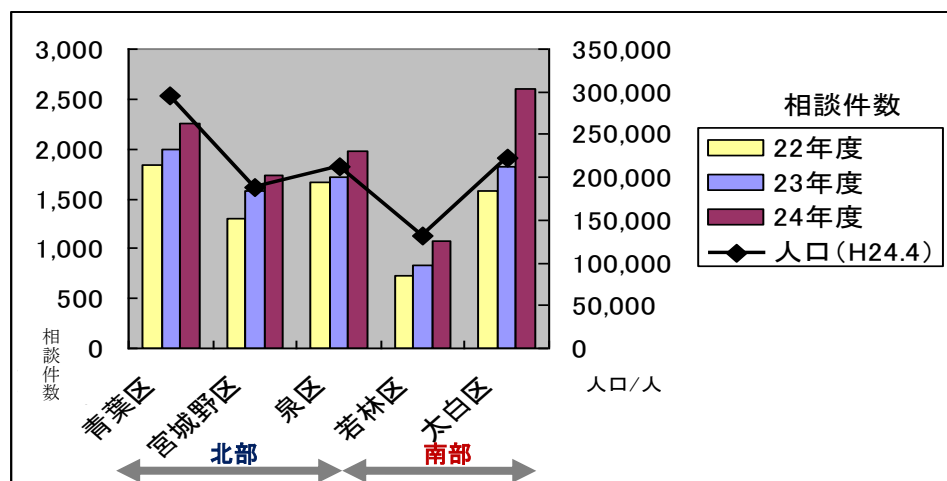


図2. 平成24年度相談件数の区別内訳

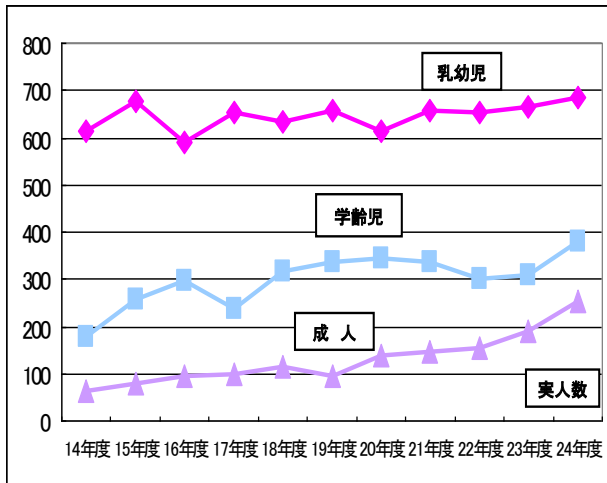


図 3. 新規相談者ライフステージ別内訳

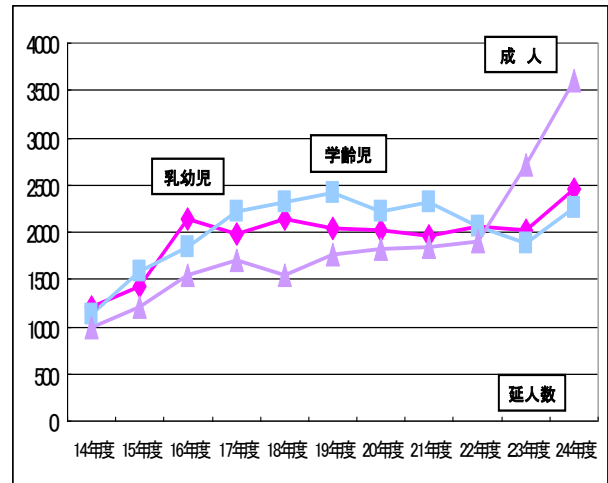


図 4. 継続相談者ライフステージ別内訳

なお、平成 13 年度生まれのうち、1 度はアーチルで相談したことがある児童の占める割合は約 9%（平成 25 年 3 月現在）で、この学年の中には今後新たに相談来所する事例も潜在的に含まれているため、近い将来には 1 学年あたり 10 人に 1 人はアーチルへつながることが予想されます。

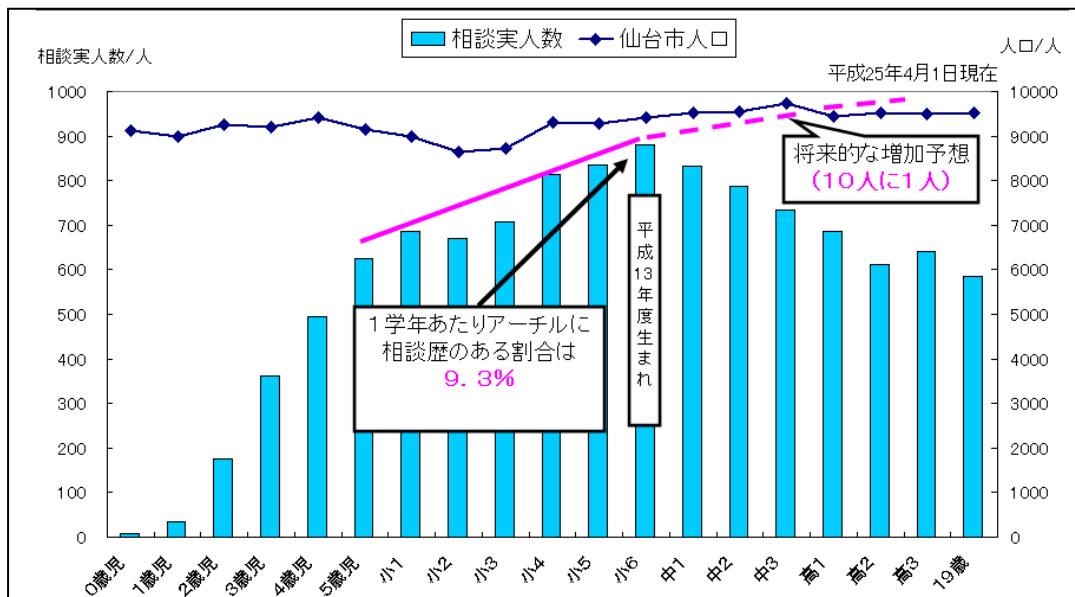


図 5. 学年毎のアーチルにつながる数（H25. 4. 1 現在）

注：平成 13 年度生まれの 1 学年あたりのアーチルケースが多くなっている背景としては、①アーチル開設直後に 1 歳 6 か月健診を受けた学年であること、②この学年が小学校入学の年に特別支援教育が開始されたことが考えられます。

② ニーズの多様化

新規相談内容の傾向（図6・7・8）として、どのライフステージにおいても「発達障害の内容と対応について」が多くなっています。これは、発達障害に関する知識が以前よりも広く普及し、本人あるいは子どもの発達や生活上のつまずきの原因を発達障害と関連付けて相談来所する事例が増えてきているためと考えられます。

また、知的障害を伴わない事例の相談や医学的には明確に診断分類できにくい事例の相談も増加してきています。

一方、継続相談の中には、障害程度が重度あるいは最重度で行動障害等2次障害を起こして家庭生活の維持が困難となっている事例も存在しています。また、障害程度は軽度あるいは正常範囲であって、ひきこもりや家庭内暴力等、2次障害を起こし、地域生活が困難となっている事例は年々増加してきています。

このように、開設当初に比べて相談来所する対象者の障害種別や障害程度は多岐にわたってきており、これに伴い支援ニーズも多様化してきています。

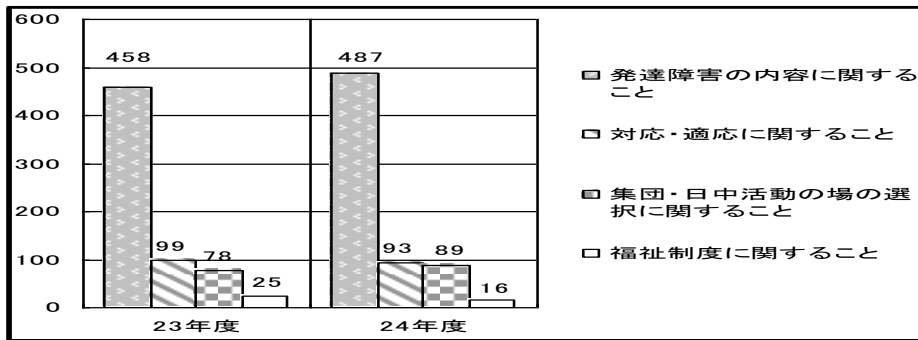


図6. 乳幼児新規相談内容

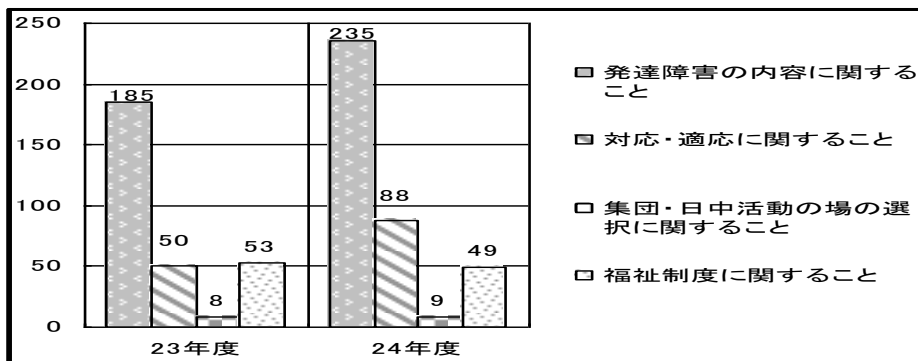


図7. 学齢児新規相談内容

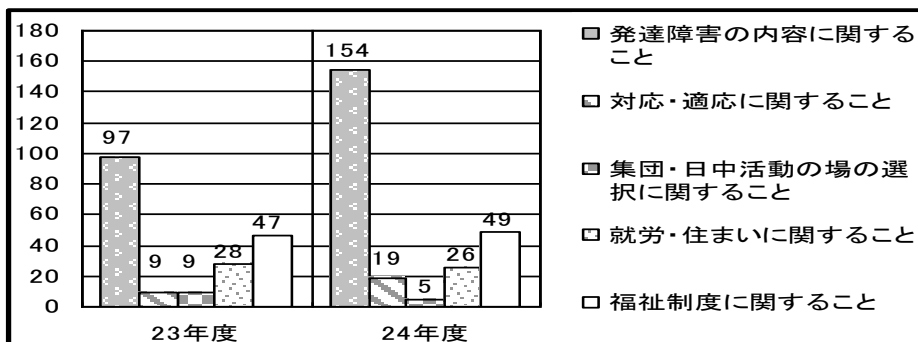


図8. 成人新規相談内容

(2) 相談支援の課題

① アーチル相談システムの課題

アーチルの相談件数の著しい増加に伴い、懸案事項であった相談待機期間の短縮は2館体制となった今も未だ十分とは言えない状況にあります。発達に不安を抱えた家族や本人が迅速にアーチルで相談することが可能となるためのシステムの見直しが今もなお求められています。また、知的障害を伴わず、かつ障害特性があまり明確ではなく診断できにくい事例の相談の増加に加え、養育力の困難さを抱える家族の増加も相まって、相談者の抱える課題は多様化、複雑化してきています。

相談の中では、相談者のニーズに基づきながら、現在生じてきている発達のつまづきや行動上の問題の背景に何があるのかを的確にアセスメントし、この結果にもとづく「見立て」を将来の見通しも含めて家族と共有していくプロセスが重要となります。しかし、課題が多様化・複雑化している中では、一度だけの相談ではこれに的確に応えることは難しくなっており、これに対応できる相談システムの見直し、専門性の維持・向上もまた必要です。

また、医療情報の提供や医療アクセスの向上、緊急対応等については、常勤の専門医配置も視野に入れて、医療機関とのさらなる連携強化を図っていくことが求められています。

② 各ライフステージにおける関係機関との連携の課題

知的障害を伴わない発達障害児者の相談増加とニーズの多様化・複雑化に伴い、各ライフステージとも既存のシステムの見直しや検討を関係機関と連携しながら継続的に行っていくことが必要です。

(i) 乳幼児期

新規相談のうち約半数が幼稚園や保育所（園）にすでに在籍しており、アーチル初期療育グループ⁴を利用しないケースが増加してきています。このことから、これまでアーチルの初期療育グループとこれに続く親子通園を経て、保育所（園）、幼稚園、知的障害児通園施設へと移行してきた「就学前療育体系」のあり方について再検討するとともに、これまで以上に保育に係る部署や関係機関との連携を進めていく必要があります。

また、児童福祉法改正により知的障害児通園施設が児童発達支援センターに、また親子通園施設が児童発達支援事業所に移行し、これらが「就学前療育体系」の中でどのような役割を果たしていくのかについて整理が必要です。

併せて、地域の相談の担い手の人材育成についても、どのように行っていくのか具体的に検討を行うことが必要と言えます。なお、DVや虐待など子育てに支障を抱え

⁴ アーチル初期療育グループは、アーチルでの初回相談後に親子で週1回定期的に通う、「初回相談の補完」の位置づけです。対象は、在籍のない概ね0～3歳の子どもとその家族です。集団療育を模した設定で子どもの遊びを通して、家族がアーチル職員と一緒に子どもを挟みながら子どもとの関わり方や子どもの特性に対する理解を深めていきます。また、同じ悩みを持つ家族同士のピアカウンセリングや先輩保護者との経験交流等も行い、次の進路についても話し合います。

ている家庭も増えていることから、児童相談所や区家庭健康課等の関係機関との連携もさらに必要です。

(ii) 学齢児期

1 学年あたり約 11 人に 1 人がアーチルケースであることを踏まえると、教育委員会や各学校等との日常的な連携がさらに求められます。アーチルに行政教員が配属されているシステムを生かした教育と福祉の連携推進をより強化する必要があります。

また、仙台市ではこれまで知的障害を伴う発達障害児の放課後支援を進めてきていますが、知的障害を伴わない発達障害児の放課後支援や居場所作りについて検討の必要性が高まってきており、様々な分野にわたっての検討が必要です。

なお、学齢期になると、本人の行動の背景に問題がいくつも絡み合い、1 機関だけでは対応は困難な事例が多くなっています。児童相談所をはじめとする関係機関との連携もさらに求められます。

また、行動障害予防の観点からは、学校、放課後等デイサービス、相談支援事業所、ヘルパー事業所等と連携しながら行動障害に対応できる人材育成を目的とした研修を実施しながら、支援ネットワークの強化を図る必要があります。

(iii) 成人期

知的障害を伴わない発達障害者の相談増加に伴い、これまで自閉症児者相談センターや地域活動推進センター等の新たな社会資源を整備してきましたが、生活に身近な場で継続的に相談できる社会資源はまだ不足しているのが現状です。また、グループホームやケアホーム等住まいの場の創出も進めてきていますが、行動障害を伴う発達障害者や医療的なケアを必要とする重症心身障害者に対応できる住まいの場については、レスパイトやショートステイ等在宅サービスのさらなる拡充と併せて、特性に対応したグループホームの整備が必要です。

なお、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の地域生活の充実を図っていくためには、地域の医療機関での受診や医療レスパイトの拡充がライフステージ問わず必要となることから、今後は地域の医療機関との連携がより一層求められます。

また、触法、長期の引きこもり、家庭内暴力、精神科系疾患併発等抱える課題がより複雑化・困難化している事例においては、これまで築いてきた支援ネットワークを広げ、司法や警察、精神科医療等関係機関との連携をさらに模索していく必要もあります。

現 状

主な課題（対応）

① アーチル相談システム

- ・ 受付から相談までの期間が長い
- ・ 相談者の抱える課題は多様化・複雑化している

- ◇ 待機期間の短縮
(迅速にアーチルでの相談ができるためのシステムの見直し)
(所内相談の流れの見直し)
- ◇ 複雑化・多様化する相談に対応
(相談システムの見直し)
(専門性の維持・向上)
- ◇ 医療情報の提供や医療アクセスの向上、緊急対応等
(常勤の専門医の配置)
(医療機関との緊密な連携)

② 各ライフステージにおける関係機関との連携

(i) 乳幼児期

- ・ 知的な遅れを伴わない事例が増加している
- ・ 子育てに困難さを抱えている家庭が増えている

- ◇ 幼稚園、保育所（園）在籍児の相談への対応
(就学前療育体系のあり方の整理・検討)
(地域の相談の担い手の人材養成)
- ◇ 養育上の課題や家族背景が複雑に絡んだ相談への対応
(児童相談所や区家庭健康課等との連携強化)
(専門性の維持・向上)

(ii) 学齢児期

- ・ 知的な遅れがなく、より「障害特性がわかりづらい」事例が増えている
- ・ 本人行動の背景に問題がいくつも絡み合っている

- ◇ 通常学級在籍児への対応
(教育と福祉の連携の一層の推進)
(放課後支援と居場所作り)
- ◇ 1 機関や施設等だけでは対応では支援困難な事例への対応
(児童相談所をはじめ関係機関との連携強化)
- ◇ 行動障害への予防的な対応
(人材養成・支援ネットワークの強化)

(iii) 成人期

- ・ 知的障害を伴わない発達障害者の相談が増加している
- ・ 在宅生活に困難を抱える家庭が多い

- ◇ 自ら発達障害を疑って来所する相談者への対応
(身近な生活の場で継続的に相談できる社会資源の拡充)
- ◇ 行動障害を伴う発達障害者や医療的ケアを必要とする重症心身障害者への支援の充実
(レスパイトやショートステイ等在宅サービスの拡充)
(住まい場の整備)
- ◇ 支援ネットワークの拡大
(司法や警察、精神医療等関係機関との連携強化)

第3章 今後の発達障害児者支援の方向性とアーチルの役割

1 仙台市において目指す方向性

仙台市では仙台市障害者保健福祉計画や第3期仙台市障害福祉計画の中で「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいをもって自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現」を目指すことをあげています。また、その基本方針の中に、「自立に向けた市民の理解促進」や「生涯にわたる支援体制の充実や環境の整備⁵」をあげています。

発達障害児者支援にあたっては、本人や家族だけに「生活のしにくさ」の改善に向けた努力を求めるのではなく、理解者の拡大や支援ネットワークの形成等、本人や家族が生活しやすくなるような環境作りが重要であり、以下の観点からの支援を行い、「本人の発達特性が認められ、本人らしく生きていくことのできる社会の実現」を目指します。

① 本人・支援者・市民の協働による支援

養育や就園・就学，就労，住まいの場，居場所，保健衛生，医療，福祉等，生活全般において，本人，家族，支援者，そして市民それぞれが「誰もが本人らしく生きていくことができる社会の実現」を共通の課題として捉え，「自分たちには何ができるか」という当事者意識をそれぞれが持ちながら協働していくことが重要です。

② 「本人の生きづらさ」，「家族の育てにくさ」に着目した支援

発達障害は個性と連続していますので，「障害」と「個性」との間に明らかな境界線はありません。発達障害かどうか診断されてから支援を開始するのではなく，「本人の生きづらさ（発達支援）」，「家族の育てにくさ（子育て支援）」に着目して支援を展開していくことが大切です。そして，「障害そのものを無くすこと」ではなく，早い段階から「生きづらさ」の改善を一緒に考えていくことを目指した支援を行っていくことが重要です。

③ 予防的な視点からの支援

2次障害等の問題が深刻化することを防ぐためにも，より早期の段階から本人の一番身近な存在である家族が本人の気持ちに寄り添いながら，本人の抱える発達特性についての理解を深めていくことが大切です。そして，家族が本人の理解を進めるだけではなく，家族以外の支援者や共に地域で暮らしている様々な人たちにも発達障害について理解を広げていくことも非常に重要です。理解者の拡大に併せて，本人や家族が地域から孤立しないよう見守る支援ネットワークの構築も重要であり，これを可能とする支援システム整備もさらに進めていくことが期待されます。

⁵ 仙台市においては，昭和53年に，アーチルの前身である心身障害者相談センターが設置された時より「民生，衛生，教育3局の行政機能の一体化を図り，指導の一貫性を保ちながら，生涯ケアの実現を目指す」こととしています。（22頁 資料参照）

④ 本人主体の支援

本人や家族があきらめたり、孤立することがないように、「本人が望む生き方を自ら決定し、必要に応じて周りからの手助けも受けながら、自己実現していく」ことを支えていくことが大切です。そして、あきらめていたり孤立することで失っていた力を取り戻し、自ら主体的に生きていく活力を得ていく過程を支援することが重要です。

なお、障害によっては、自らその意思を発信することが困難な場合もあるので、本人が意思を発信していくあるいは本人の意思を代弁していく活動を推進していくことも重要です。

⑤ 一貫した支援

持って生まれた発達特性は生涯にわたって持ち続ける可能性があります。本人の「生きづらさ」は周囲の環境によって変化します。環境が変わることで、本人が苦手さを抱えながらも生きやすくなりますので、環境改善に向けて、生涯にわたった一貫した支援体制の整備が必要です。具体的には、支援者が代わっても本人の望む生き方が実現できるよう、本人や家族のニーズはもちろん、これまで支援者間で共有していた支援の方向性や支援の具体的な配慮事項が次の支援者に引き継がれていくような一貫した支援体制が望まれます。

平成 14 年 4 月、アーチルは、仙台市の発達障害児者支援システムにおいて「生涯にわたって一貫して継続的な支援ができる相談機能」と、「全体の支援システムの活動をコーディネートする機能」の 2 つの機能を果たすことを期待されて開設されました (P23 参照)。そして、この機能を十分に発揮できるよう、アーチルは児童相談所の一部 (障害児相談)、更生相談所の知的障害部門、発達障害者支援センターの 3 つの役割を統合する形で設置 (図 9) されています。

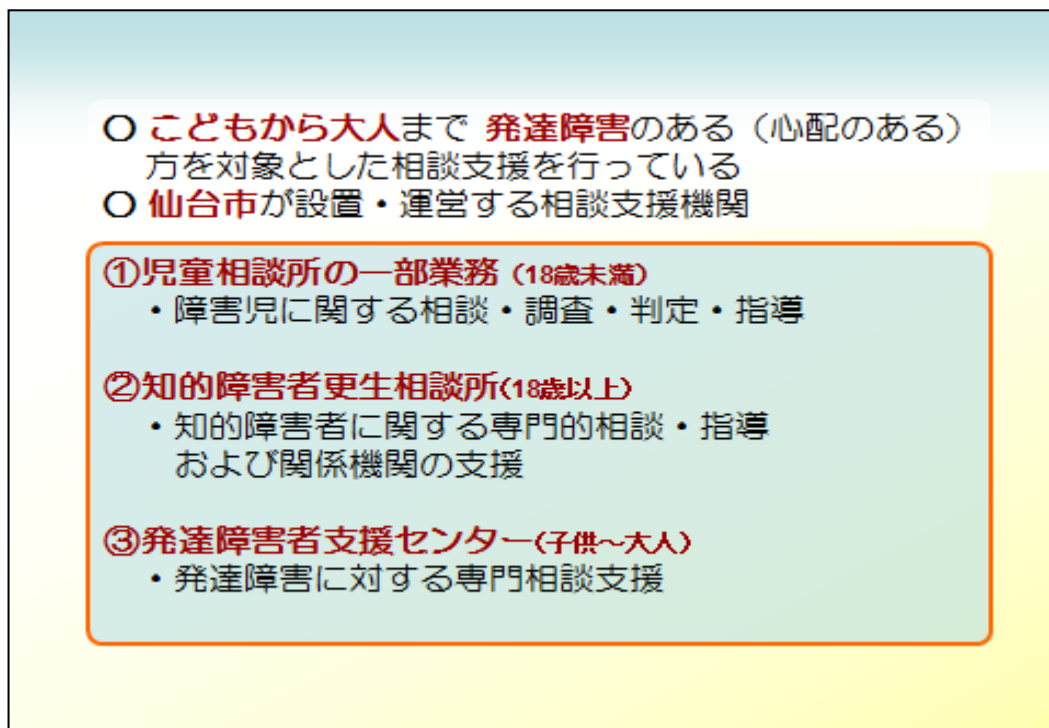


図 9. アーチルの所管する 3 つの機関業務

生涯ケア⁶の実現を目指す発達障害児者支援システムの中核として、アーチルには引き続き、「生涯にわたる一貫した相談支援機能」と「システム全体のコーディネート機能」の 2 つの機能を果たすことが役割として求められています。

⁶「生涯ケア」の実現を目指して乳幼児期から成人期までの相談を行っていた心身障害者相談センターは、平成元年、仙台市が政令指定都市移行に伴い、相談窓口が 18 歳未満は児童相談所 (平成元年～)、18 歳以上の相談は更生相談所 (平成 5 年～) と分かれました。その後、市民からの強い要望等により、再び相談窓口を一本化して生涯ケアの実現を図るため、平成 14 年 4 月にアーチル開所となりました (詳細は資料 23 頁を参照)。

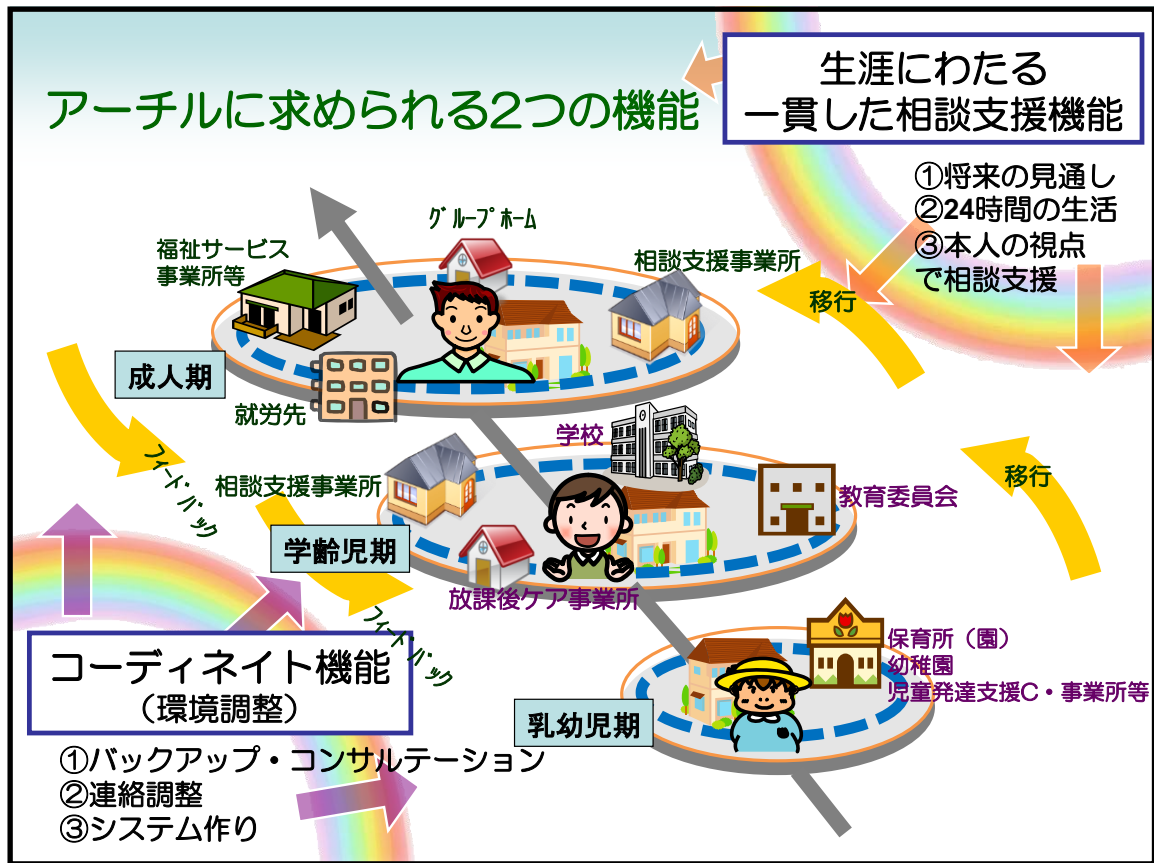


図 10 アーチルに求められる二つの機能

(1) 生涯にわたる一貫した相談支援機能

アーチルにおける相談支援は、本人や家族と直接面接しながら、“生涯にわたり”、“本人の状態を多角的に評価し”、“今後の支援の方向性や具体的な対応方法等を確認”しながら支援を行う、総合的な相談支援です。この「直接支援」では、“生涯ケアの入り口の相談支援”と“発達の節目の時期の相談支援”が重要です。

① 生涯ケアの入り口の相談支援

“生涯ケアの入り口の相談支援”は、アーチルの初回相談にあたります。ここでは、本人の状態や生育歴、養育環境等から＜本人の持つ発達特性＞を明らかにしていきます。そして、本人や家族の訴える＜（本人の）生きづらさ＞や＜（家族の）育てにくさ＞が生じる背景は何かを整理していきます。その上で、＜今後の支援の方向性や具体的な対応方法等＞を本人や家族ともに確認・共有していきます。

なお、アーチルの初回相談に至るまでにも、多くの家族は子育ての中で不安感や孤立感を募らせていますので、アーチルへの相談に至る前の家族を支える保健福祉センター、保育所（園）、幼稚園、児童館等の関係機関とも連携をしながら、必要な支援を求める本人や家族との「早期出会い」を実現していくことが今後とも求められます。

② 発達の節目の時期の相談支援

“発達の節目の時期の相談支援”では、今後の進路選択等のライフステージの節目毎のニーズに対応し、その時点での本人の状態を確認し、今必要な支援内容や進路等を本人や家族と考えていきます。

発達の節目の時期に、本人の状態や将来の見通し、今後の支援方針等を本人や家族と確認することで、本人や家族が、本人らしい生き方を実現するために必要な支援内容や生活環境等について、自ら考え、自ら選択できるようになるよう相談を進めていきます。

本人の状態を総合的・多角的に捉えて、「生涯にわたる一貫した相談支援」機能を果たすために継続支援していくことが、二次障害を予防し、その人らしい生き方を送ることができるようサポートしていく生涯ケアにつながっていくと考えます。

(2) システム全体のコーディネート機能

「システム全体のコーディネート機能」とは、保育所（園）や幼稚園、学校、施設といった本人が日々通う活動の場、地域の相談支援事業所や福祉サービス実施事業所、その他の関係機関・関係部局等が、本人や家族、市民と連携・協働しながら課題解決に向けた取り組みを進めるために必要なコーディネートを行う機能です。この機能には、“関係機関へのバックアップやコンサルテーション”，システム構成員間の“合意形成を図るための連絡調整”，そして直接支援を通して浮かび上がった“共通課題の解決に向けたシステム作り等の環境調整”が含まれ、いわゆるアーチルが担う「間接支援」にあたります。

このシステム全体のコーディネート機能は、アーチルが行政機関であるが故の役割でもあり、行政機関であるからこそ期待される役割でもあります。ここに、仙台市全体の発達障害児者の支援状況を見渡しながら、支援システムの稼働状況を確認し、不足している社会資源の開発やネットワーク形成等のシステムづくり等に向けての取り組みを行うことが期待されている所以があります。

① 関係機関へのバックアップやコンサルテーション

本人が望む生活を実現していくためには、本人や家族の暮らす地域にある様々な関係機関の支援の充実が欠かせません。しかし、本人や家族の抱える課題が複雑で多岐に渡っている今、支援を行う側も、本人や家族の抱える課題を解決するための糸口を見出せずに苦悩する場合も少なくありません。こういった関係機関のニーズに応じてバックアップやコンサルテーションを行っていくこともアーチルに期待されるコーディネート機能のひとつです。その際、アーチルの相談の中で本人や家族と共有した情報を関係機関にフィードバックするだけでなく、個別の支援を通して関係機関自身が自らの課題に気づき、解決にむけて主体的に考え、行動できるようサポートしていくことが重要です。こうした機能を発揮して活動することが、生涯ケアの実現に向けた支援システム全体の質の向上や機能強化につながっていくと考えます。

② 合意形成を図るための連絡調整機能

仙台市では、障害者支援システム全体で支援をつないでいく手法として、障害者ケアマネジメント⁷による支援を行ってきました。「本人の望む生き方を自ら決定して自己実現して行く」ことを支えていくためには、立場の異なる支援者・関係機関がこのことを共通課題と捉えるプロセスが必要です。また、関係機関間で利害対立が生じる場合にはこれを調整することも必要となります。このように目標達成にむけた合意形成を図るための連絡調整機能もアーチルに期待され、ケア会議やネットワーク会議、関係機関同士の連絡調整会議等の様々な場面を通して、理念や支援の考え方を共有しながら、課題解決に向けて互いに何ができるか考えていくことが重要です。

③ 共通課題の解決に向けたシステム作り等

個別の相談支援を通して見えてきた発達障害児者支援共通の課題を把握し、この課題解決に向けて施策化・事業化を行いながら、新たな社会資源の開発やシステム整備等を行うこともコーディネート機能のひとつです。これまでもアーチルは、開所後増加した自閉症児者に対する地域生活支援システム整備事業に取り組んできました。

また、行動障害を伴う発達障害児者や医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等、抱える課題が複雑かつ困難で有効な支援方法等が十分に確立されていない障害児者に対する支援についてもモデル事業等を行い、そのあり方等について検討を行ってきました。こうしたシステム作りと併せて、そのシステムの担い手の育成に向けた仕組みづくりもまた重要です。

第4章 支援を推進するために

1 連携・協働による推進

第3章で述べたように、アーチルが開設して11年を経過した現在、開設当時と比べて相談者の障害種別や障害程度は多岐にわたり、それに伴い相談者が抱える課題も多様化、複雑化しています。様々な課題の解決に向けて、今まで以上に本人や家族、支援者、市民等様々の連携・協働が必須です。

本人や家族の「育ち」と「暮らし」を支えていくためにも、本人や家族、支援者、そして市民が互いにつながりながら、協働を推進していくことが必要です。

本人や家族のニーズの実現に向けて連携・協働するキーワードとして、「つながる」、「育

⁷ ケアマネジメントは「当事者のニーズ中心」とした、地域住民を含む多職種、他機関との連携方法です。ケアマネジメントのプロセスでは、当事者本人の参加のもとにケア会議を開き、支援計画を策定し互いの情報を共有し支援していく方法をとります。障害者や高齢者等のニーズを持つ人に合わせてチームを作り長期的にケアしていく支援方法です。

てる」,「広げる」,「創る」という4つを挙げます。

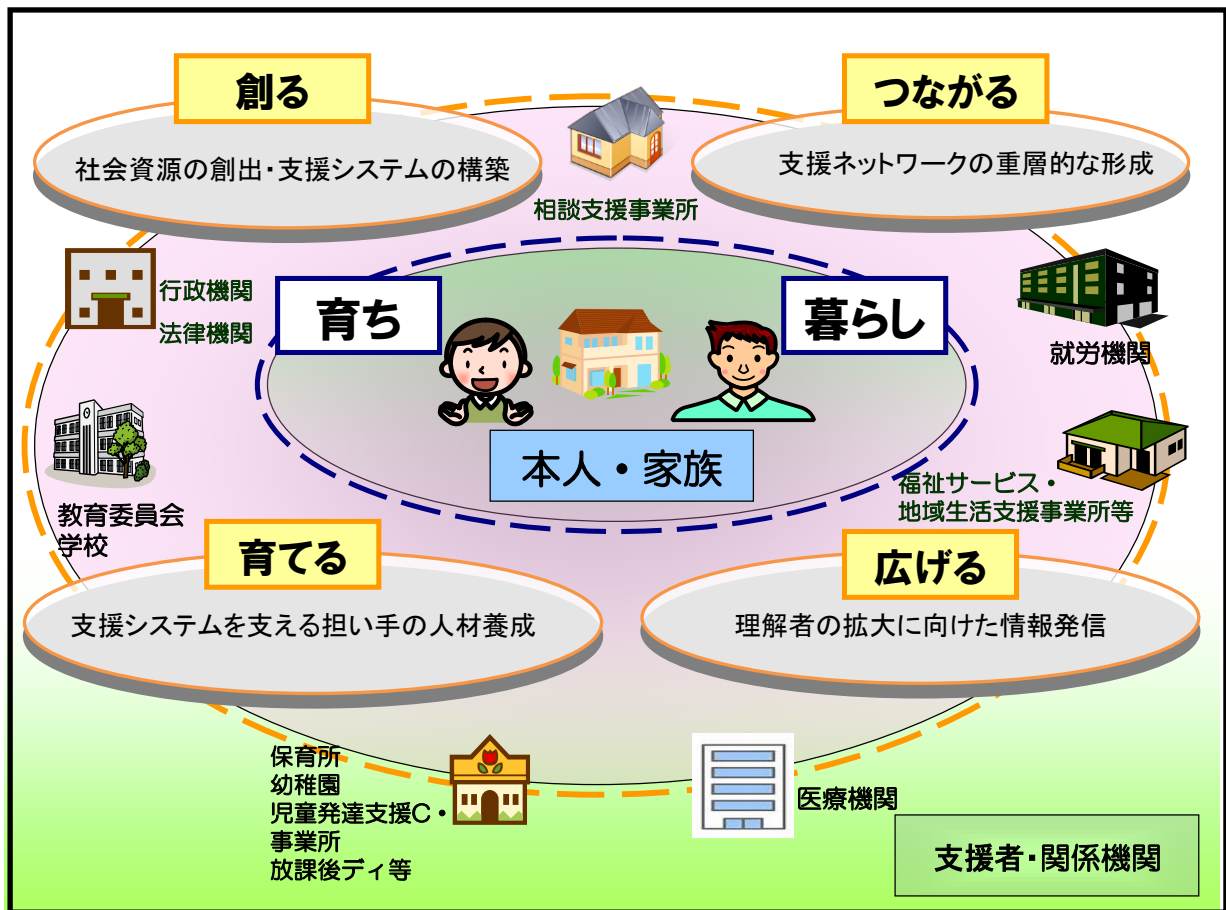


図 11 「育ち」と「暮らし」を支えていくための連携・協働のキーワード

① つながる ～本人・家族を中心にした支援ネットワークの重層的な形成～

本人の「生きづらさ」や家族の「育てにくさ」を軽減していくためには、本人や家族を中心にネットワークを様々に形成していくことが大切であり、「つながる」はネットワーク形成に向けた連携・協働を推進するキーワードです。

支援システムが有効に機能していくためには、日々の支援を通して支援者同士が顔と顔の見える関係を作りながら、共に支え合うネットワークを広げることが重要です。そのためには、ケア会議や機関同士の連絡調整会議等の様々な方法を通じて「お互いの事情（立場や考え）を理解し、互いを尊重した上で、課題解決に向けて何ができるかを考え、ともに主体者となって行動する」ことが大切です。こうした機会を、個別事例の支援や関係機関・関係部局の会議等様々なレベルで重層的に展開していくことが重要です。

また、同じ課題を抱える支援者同士の出会いは支援者自身のエンパワメントにもつながり、それは仙台市の支援システム全体が活性化していくことにもつながります。

② 育てる ～支援システム全体を効果的に稼働させていくための人材養成～

支援システム全体を効果的に稼働させていくためには、そのシステムを支える担い手の育成が不可欠です。「育てる」は担い手となる人材養成のための連携・協働を推進

するキーワードです。

人材養成については、相談機関や施設、サービス実施事業所等発達障害児者の支援に関わる全ての機関に共通する喫緊の課題となっています。各機関等が単独で人材育成を検討するだけでなく、様々な機関等が様々なレベルで「つながり」ながら、人材の育成に向けた取り組みを推進していくことが必要です。こうした人材の育成のための方法としては、「知識の伝達を主な目的とした一方向的な研修会」に加え、事例検討会等、所属や立場、職種の異なる支援者同士が共通の課題解決に向けて意見を交わしながら、双方向的に交流するような研修会も有効と言えます。双方向的に交流することで、1 機関だけでは持ち得なかった（あるいは希薄だった）支援の視点や考え方を吸収することが可能となり、その結果互いの機関の支援力が向上して支援内容に広がり期待できます。

③ 広げる ～理解者の拡大に向け、様々な層へのニーズに応じた情報の発信～

本人の「生きづらさ」や家族の「育てにくさ」を軽減していくためには、「本人の発達特性や必要な支援に関する適切な理解」が必要です。「広げる」は「適切な理解」を家族、支援者、市民等それぞれのニーズに応じて様々な層へ広げていくための連携・協働のキーワードです。

様々な層に対して、ニーズに応じた情報を発信して「適切な理解」を広げていくことが、「誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくり」につながっていきます。

また、本人や家族はもちろん、支援者や市民も「身近な地域で」、「わかりやすく」、「多様な情報」を知ることで、自らが望むように生活することができるよう主体的に行動することが可能となります。「広げる」は、こうした「課題解決に向けて主体的に行動すること」を支えるための連携・協働のキーワードでもあります。

④ 創る ～必要な社会資源の創出や支援システムの構築～

本人、家族の「育ち」と「暮らし」を支えていくために、機関同士が「つながり」、互いの良さを生かしながら、ともに人材を「育てる」、必要な情報を「広げる」ための取り組みを進めていく中で、現時点で不足している社会資源やネットワークが確認されることとなります。「創る」はこれら必要な社会資源の開発や新たなネットワーク形成に向けた連携・協働の推進を進めていくキーワードです。

具体的には、本人の身近なところで暮らしを支える各種相談機関や福祉サービス実施事業所の拡充、また、余暇や居住の場等不足している社会資源の創出等が挙げられます。同時に、既存のシステムの見直しや再構築に向けた取り組みもここに含まれます。

「つながる」、「育てる」、「広げる」、「創る」の4つのキーワードのもと、連携・協働を進めていくためには、

- ① 日々の相談支援の中から課題を洗い出し、解決すべき共通の課題を確認・共有する
- ② 解決すべき課題の優先度を検討する
- ③ 解決に向けた連携・協働の具体的な内容をともに考え合う

ことが必要で、こうしたことをケア会議やネットワーク会議等様々な機会をとらえて行うことが重要です。支援者同士が顔と顔を合わせて話し合う中で、互いの立場や考えが共有され、それぞれが期待される役割も明確となることで、連携・協働の取り組みがより推進されていくと言えます。

そして、連携・協働による支援を行った後は、「本人や家族の取り巻く環境がいかに変化したのか」、「そのことで本人や家族の生活がどれだけ豊かになったのか」という視点で評価していく必要があります。また、本人や家族がエンパワメントされたかという点はもちろんですが、支援者同士も互いの意識が変化して、よりエンパワメント⁸が進んだかという点についても確認していくことが必要です。

2 具体的な取り組みに向けて

誰もが安心して暮らすことができるよう、アーチルは今後ますます様々な層と連携・協働しながら、相談支援、機関支援、人材養成、市民啓発等の各種事業を展開していくことが求められています。その際は、戦略的に、計画的に、継続的あるいは重点的に、効率的に実施していくことが必要です。

それには、日々の相談支援におけるニーズの把握、国や他都市の動向等情報の把握、状況の分析や現在実施している事業の評価等を行い、目的、緊急性や必要性、実施手順、予算等を検討して具体的な取り組みを打ち出すことが求められます。その具体的な取り組みは、「仙台市障害者保健福祉計画」や「仙台市障害福祉計画」の推進に関わることとなり、また、次期計画へ反映させていくものもあります。

本書では、連携・協働を基調としての今後の発達障害児者支援の方向性やアーチルの役割をまとめました。本書を「羅針盤」としながら、具体的な取り組みについて、計画、実施、評価を絶えず行い、また、時代の変化にともなう市民のニーズの変化に応じて、「羅針盤」自体も柔軟に見直しを行っていくことが必要です。

⁸本来は「力をつける」という意味であるが、福祉においては、障害を持った方、あるいはその家族がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力を得ることの意味である。

【資料】アーチル開所までの経緯と開所後の主な取り組み

1 アーチル開所までの経緯

(1) 心身障害者相談センター設置（昭和53年4月）

昭和37年に健康都市宣言をした仙台市では、心身障害児者対策は福祉行政の大きな柱であった。昭和51年に発足した心身障害児者センター建設協議会の答申を踏まえて、昭和53年4月に民生、衛生、教育3局の緊密な連携のもとに心身障害者相談センターを開設した。

心身障害者相談センターは、①行政機能の一体化、②指導の一貫性、③生涯ケアの三つを目標に、関連5施設（心身障害者相談センター、あおぞらホーム、なかよし学園、鶴谷養護学校、つるがや福祉作業所）との緊密な連携のもと運営され、また、その中核的な役割を担うこととなった。センターには、医師、保健師（衛生）、ケースワーカー、保育士（民生）、教員（教育）が配置され、心身障害の総合的な一元化された相談窓口としての役割を果たしてきた。

また、センター開所初年度、相談センターの初回相談時年齢のピークは5歳であったことから、その後は「早期出会いの実現」を目標に、主に保健所での健診システムと緊密に連携した早期出会いの支援体制整備を進めていった。併せて障害児保育の拡充や作業所等成人施設の増設等知的障害者への支援システムを構築してきた。

(2) 政令指定都市移行に伴う心障センターの発展的解消（平成元年、平成5年）

平成元年に仙台市は政令指定都市に移行し、児童相談所と更生相談所設置義務が生じた。これにより、心身障害者相談センターは、平成元年に18歳までの相談部門を児童相談所発達相談係に移行、また、平成5年に18歳以上の相談部門を更生相談所に移行し、心身障害者相談センターを解消した。

なお、「早期出会い」に向けた支援体制整備等の課題は児童相談所に引き継がれ、平成元年以降の初回相談時年齢のピークは2歳代となった。

(3) 「仙台市リハビリテーションシステム検討委員会」からの提言（平成11年3月）

その後、障害の種別を超え幼児期からの一貫した支援と保健、医療、福祉、教育等多分野にわたるサービスをタイムリーに提供できるシステムの必要性が高まり、そのあり方を検討するために平成10年4月、仙台市リハビリテーションシステム検討委員会が発足した。

検討委員会では、障害のある人が地域で自立していくためのシステムについて「中途障害者のためのリハビリテーションシステム」と「発達障害児（者）のための療育システム」を検討し、このうち「発達障害児（者）のための療育システム」では、「生

涯にわたり一貫して継続的な支援ができる総合的な相談機能」と「全体の療育システムの活動をコーディネートする機能」の2つが必要な機能として挙げられた。

(4) 保護者からの要望書（平成12年10月）

リハビリテーション検討委員会からの提言が出された時期とほぼ同じ時期に保護者からも要望書（「仙台市発達相談・支援センター要望書」）が出された。その中では、「子どもの発達に不安を持った時にすぐに行くことができ、そこから先、生涯にわたって支援をする場であって欲しい」、「単なる判定機関ではなく、『今どうしたらいいのか』等にしっかり答えられる相談機関であって欲しい」等の要望が出され、センターが求められる役割・機能に「子どもの育ちを支えること（生涯にわたって縦断的に、様々な視点から総合的に、他機関と連携しながら）」、「家族の相談体制を整えること」が挙げられた。

2 アーチル開所後の主な取り組み

上記の提言や要望等を受けて、仙台市では平成14年4月に発達相談支援センターを設置した。従来の児童相談所の発達相談部門と障害者更生相談所の知的障害部門とを統合し、地域療育等支援事業（現相談支援事業）を加え、生涯にわたる一貫した支援、生活の場に出向いた支援を行える体制としてスタートした。同年10月には、厚生労働省から「自閉症・発達障害者支援センター（現発達障害者支援センター）」の指定を受けた。アーチルは「育ちと暮らしを支えるアーチル」をスローガンに、「支援を求めている人との早期出会いと生涯ケアの実現」に向けた取り組みを行ってきた。

(1) 相談支援

開所年度約4,000件だった相談件数は、平成17年度には約7,000件となり、以後平成22年度までほぼ同数で推移した。これは、配置されている職員体制や相談設備から受けられる相談数の上限であったことからであり、相談申し込みをしてから相談まで2～3か月の期間（相談待機期間）が生じ、待機期間短縮が大きな課題となった。

また、全てのライフステージにおいて、自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害児者の相談が増加し、うち知的障害を伴わない児者の相談が増加した。既存の知的障害に対応する支援システムでは対応が難しい事例が増え、新たな支援システムの創出が必要となった。

強度行動障害を伴う障害児者や重症心身障害児者等数は少ないものの困難な課題を抱え、より専門的な支援を必要とし、こうした方々に対する支援システム整備も大きな課題の一つとなっていた。

なお、新規相談時年齢は平成元年以降現在まで2歳代がピークとなり、母子保健の健診システムを活用した「早期出会い」システムは一定程度構築された状況となった。

(2) 支援システム整備

アーチルは開設当初より個別相談の中から浮かび上がった共通課題の解決に向けて、国の補助事業等を活用してあらたな社会資源の開発やネットワーク形成といったシステム整備に向けた取り組みも行ってきた。

① 発達障害者支援センター連絡協議会（以下「連絡協議会」という）等での検討と提言

これまでアーチルでは、発達障害者支援センター連絡協議会等で、不足しているが必要性の高い障害（自閉症、プラダーウィリー、重症心身障害等）のための支援システムのあり方等について検討し、その内容を提言書としてまとめている。平成19年3月に策定の「仙台市障害者保健福祉計画（平成23年度までの6年間の計画）」に「発達障害者に対する支援体制の整備」が初めて主要施策として挙げられた。

1	自閉症・発達障害者支援センター連絡協議会の提言 (平成17年3月)
2	アーチル連絡会の報告 (平成18年3月)
3	自閉症児者グループホーム等調査研究事業の報告 (平成19年3月)
4	重症心身障害児(者)地域生活支援あり方検討会の報告 (平成19年3月)
5	発達障害児者の地域支援体制整備事業報告 (平成21年3月)
6	重い障害のある人たちの自立した生活に向けて ～「住まいの場」の視点から～ 報告 (平成23年10月)

表1 連絡協議会等での提言書

③ 自閉症児者地域生活支援システム整備

発達障害者支援センター連絡協議会では、仙台市における自閉症児者地域生活支援システム整備について、平成15年度、16年度の2か年にわたって検討を重ね、平成17年3月に「仙台市における自閉症地域生活支援システム整備のあり方について(提言)」をまとめた。この提言には、今後必要であるがまだ整備されていないものとして、自閉症に対応できる地域の相談機関や住まう場等が挙げられた。この提言の具現化として、アーチルでは自閉症児者地域生活支援システム整備事業に取り組み、平成18年度には地域での継続的な相談支援の拠点として自閉症児者相談センター「ここねっと」を整備した(NPOによる運営)。また、自閉症者の社会参加や就労準備活動等の場の必要性が高まり、知的障害を伴わない発達障害者に特化した地域活動推進センターを整備した(現在3ヵ所設置)。平成19年度には、仙台市における自閉症児者の住まう場のあり方を検討するために、東北大学医学部保健学科に「自閉症者グループホーム等調査研究事業報告書」作成を委託した。この報告書を基礎に、現在、具現化に向けた検討を重ねている。

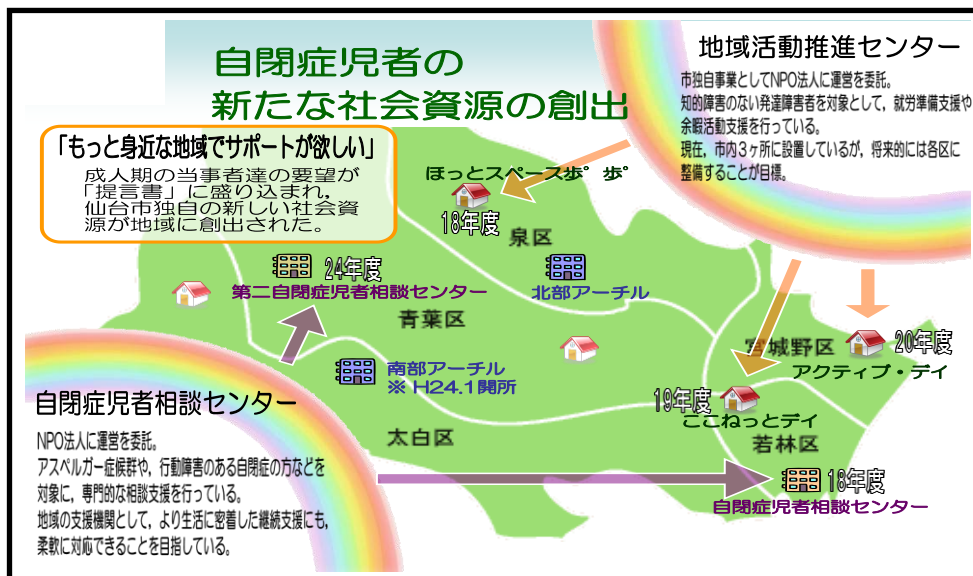


図 1. 自閉症児者支援システム整備

③ 行動障害予防に向けた取り組み

行動障害予防の取り組みとして、社会福祉法人みずきの郷ひかり苑（入所施設）と協働し、平成 19 年度より行動障害予防のためのモデル事業を行った。これは、行動障害がはじめている支援学校在籍の自閉症児に対して入所施設で一定期間（約 3 か月）行動障害が生じる背景整理を行い、この結果を踏まえて作成された個別の支援計画をもとに、家族や学校、放課後等デイサービス等の福祉サービス実施事業所等と支援の方向性を共有して協働で支援を継続する取り組みである。このモデル事業をもとに、平成 24 年 4 月に行動障害に対応できる自閉症児者相談センターを開設し（仙台市第二自閉症児者相談センター「なないろ」）、現在、ここが支援をコーディネートして対応している他、行動障害に対応できる地域の支援者養成に向けた研修会を実施して行動障害支援のネットワーク形成を図っている。

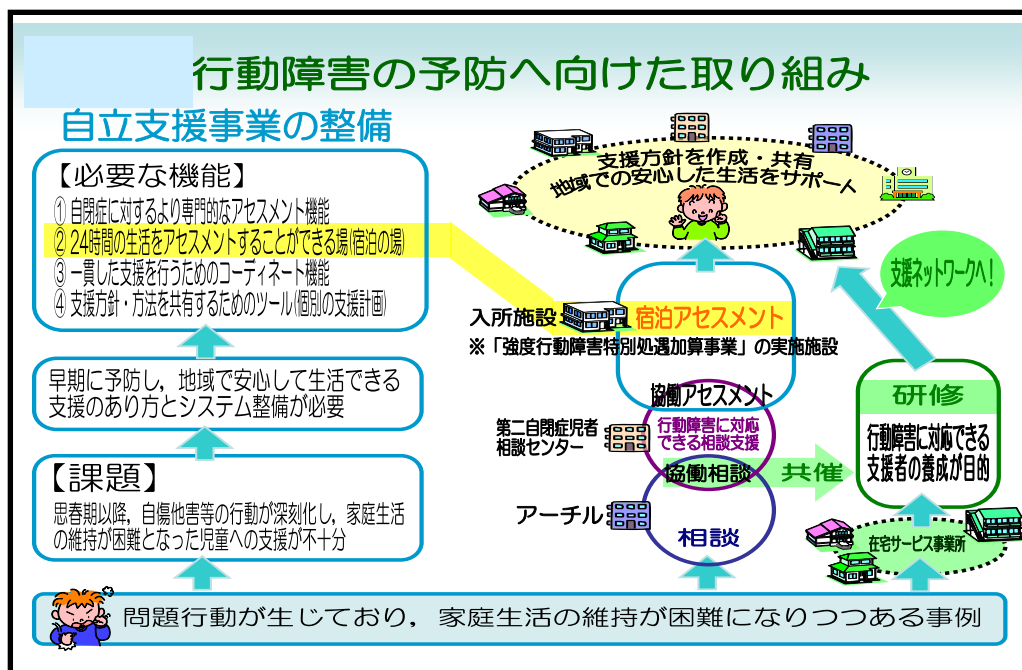


図 2. 行動障害予防に向けた取り組み

④ 重症心身障害児者支援の取り組み

医療的なケアを必要とする重症心身障害児者の地域生活支援のあり方に関して検討会を実施した（平成19年3月に提言書）。検討では、重症心身障害児者通園施設や障害者福祉センター等既存施設の拡充に加え、医療的ケアに対応できるショートステイやレスパイト等の在宅サービスの充実が喫緊の課題であることや、今後は、住まう場の確保や支援者拡大にむけた普及啓発活動の充実も図る必要があることが確認された。

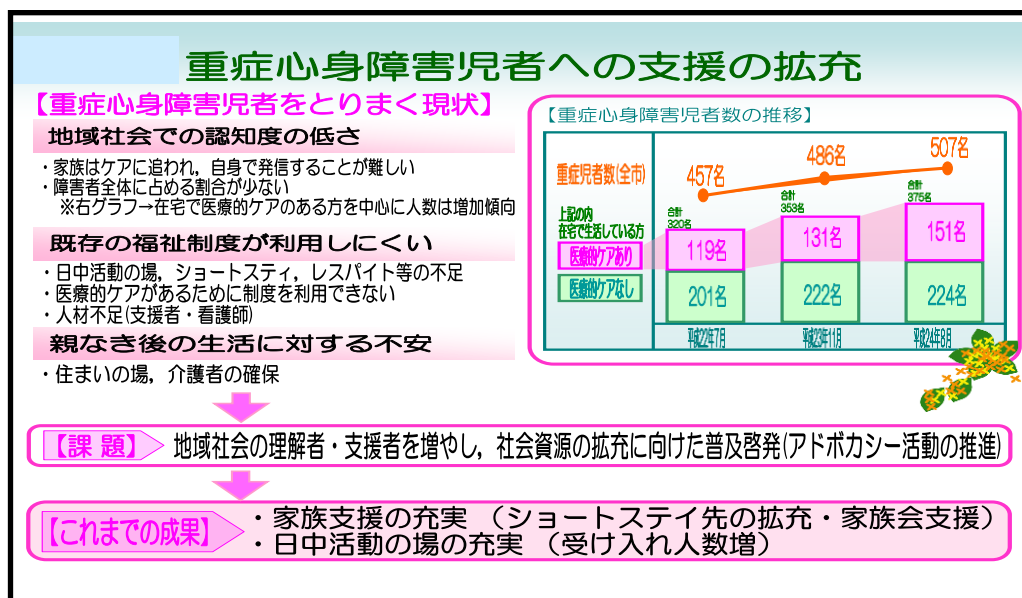


図 3. 重症心身障害児者支援に向けた取り組み

⑤ 一貫した支援を保障するための仕組みづくり～myサポートファイルアイル～

開設後間もなく「所属先が変わる度に、経過を説明するのが大変」という保護者の声が挙がり、乳幼児から成人までの継続した支援を可能とするためのシステム創出の必要性が高まった。保護者を中心に検討委員会を立ち上げ、平成17年にmyサポートファイル「アイル」を開発した。これは、子どもの状態や必要な支援内容、養育に関する保護者の思い等を保護者と支援者とが協働で記載して作成し「アイル」に綴り、次の支援者にバトンを繋いでいくシステムである。就学前の療育グループや児童発達支援事業所（旧親子通園施設）に通う児について保護者と一緒に作成してきていて、現在アイル所持者は2,000人を越えている。

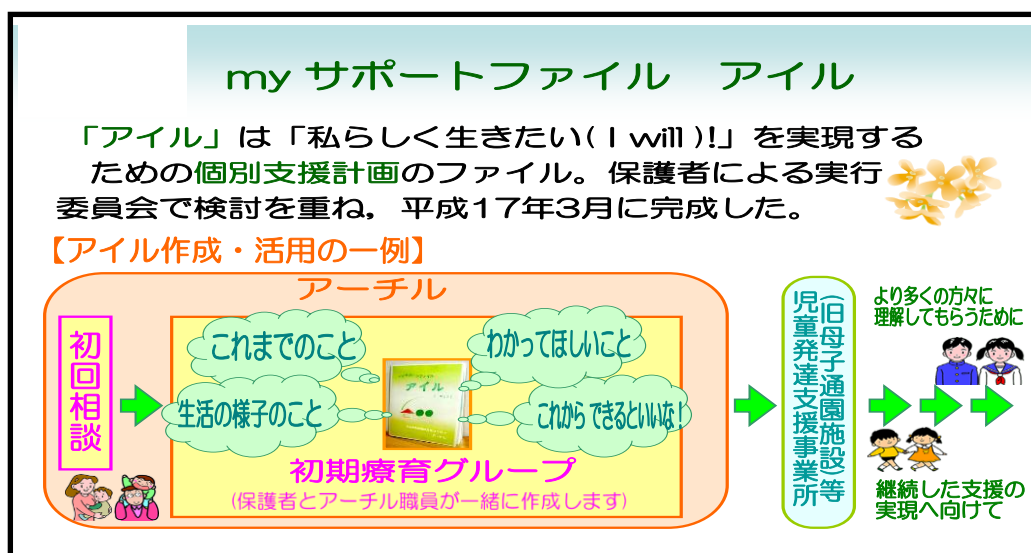


図 4. 一貫した支援を保障する仕組みづくり

⑥ 障害を伝えられて間もない時期の保護者支援

子どもの障害を伝えられて間もない時期の保護者の支援が重要であることから、乳幼児については初期療育グループの中で保護者支援を行ってきている。子どもの特性に応じた関わり方を知って子育てに自信が持てるようサポートするだけでなく、同じ悩みを持つ保護者同士の出会いの場を設定する（ピアカウンセリング）とともに、先輩保護者との出会いも意図的に設定して保護者が子どもや家族にとって必要なことを自ら主体的に選択していけるようにサポートしている。

平成 20 年度以降新規の成人相談件数が増加し、成人期に初めて障害を伝えられた本人と保護者に対する支援内容を検討する必要性が高まったことから、平成 21 年度より厚労省の補助事業である発達障害者支援開発事業を受けて、自閉症児者相談センター（ここねっと）と協働して「家族教室」を実施してきている。また、乳幼児期の新規相談では、すでに幼稚園に在籍しているケースが増えているため、平成 24 年度より、南部アーチルで試行的に「幼稚園保護者会」を実施している。

⑦ 当事者・家族と協働した取り組み

エンパワメントした本人や保護者と協働した取り組みを進めている。高機能自閉症当事者の「青年の会」では「自分の体験を教育の場に伝え、後輩たちの役に立ちたい」と、アーチル職員と協働して療育セミナー等で広く発信してきたほか、平成 22 年度より教育委員会等主催の教員向け研修会等で講演を行っている。また、「今を苦悩する若いお母さんたちに何か役に立てないか？」と共通の課題意識を持つ先輩お母さんが集まって平成 16 年度に「お母さんの相談室まるん」を立ち上げ、アーチルと協働して保護者支援を展開してきている。平成 24 年 11 月からは、南部アーチルでも「どんぐりころころ」を開設し、先輩保護者との語らいの場になっている。

⑧ 全市的なシステム構築～南部アーチルの整備～

相談件数が増加して相談待ち（待機）期間が長期化し、タイムリーな個別支援・施設支援が困難な状況となった。また、アーチルは仙台市北部地域にあるため、開設当初から懸案だった南部居住者の利便性の確保も改めて検討すべき重要な課題であった。この課題解決を図るために連絡協議会等で、①市南部地域における就学前療育システムのさらなる充実、②地域の相談支援機関等へのバックアップ体制整備、③発達障害児者の生活を支える地域づくりの推進、といった観点から二館体制の必要性について検討を重ね、平成24年1月に南部アーチルを開設した。

3. 参考文献

- 1) 平成25年度発達障害者支援センター全国連絡協議会埼玉大会総会・実務担当者会議資料
- 2) 社団法人日本発達障害福祉連盟編発達障害白書2013版；「増加の続く発達障害の児童生徒」石塚健二 P36～37
- 3) 坂爪一幸；「発達障害の増加と懸念される原因についての一考察」早稲田教育評論第26巻第1号
- 4) 社団法人日本発達障害福祉連盟編発達障害白書2013版；「自閉症スペクトラム障害」という診断名と発達障害の増加の懸念 田中康雄 P28～29
- 5) 杉山登志郎編；特集「発達障害のいま」P2～8 日本評論者 育ちの科学 No8 2007
- 6) 本田秀夫；「自閉症スペクトル-10人に一人が抱えるその「生きづらさ」の正体-」ソフトバンク新書 2013
- 7) 杉山登志郎編；特集「発達障害の早期発見・早期療育」P9～14 育ちの科学 No18 2012
- 8) 仙台市発達相談支援センター；「成人期の保護者支援」厚生労働省発達障害者支援開発事業 2012
- 9) 厚生労働科学研究障害者対策総合研究事業（研究代表者：近藤直司）；「青年期・成人期の発達障害者へのネットワークに関するガイドライン」2012

(1) 策定までの経緯

年 月 日	事 項
平成 24 年 12 月 18 日	平成 24 年度第 1 回発達相談支援センター連絡協議会
平成 25 年 1 月 23 日	平成 24 年度発達相談支援センター連絡協議会 ワーキンググループ 1
平成 25 年 1 月 25 日	平成 24 年度発達相談支援センター連絡協議会 ワーキンググループ 2
平成 25 年 2 月 11 日	平成 24 年度発達相談支援センター連絡協議会 合同ワーキンググループ 療育セミナー（発達障害児者支援の最前線）同日開催
平成 25 年 5 月 15 日	平成 25 年度第 1 回発達相談支援センター連絡協議会
平成 25 年 8 月 22 日	平成 25 年度第 2 回発達相談支援センター連絡協議会
平成 25 年 12 月 17 日	平成 25 年度第 3 回発達相談支援センター連絡協議会

(2) 仙台市発達相談支援センター連絡協議会委員

※敬称略 五十音順 ◎会長 ○副会長

氏 名	所属役職等
葵 木 あゆみ	保護者
赤 間 宏	教育局特別支援教育課 課長
伊 藤 ひとみ	保護者
猪 股 絵理子	NPO 法人みやぎ発達障害サポートネット・保護者
沖 津 美奈子	なのはな園 園長
熊 谷 徹	子ども未来局子育て支援課 課長
黒 澤 哲	NPO 法人自閉症ピアリンクセンターここねっとセンター長
佐 藤 幸 喜	NPO 法人くもりのち晴れ 事務局長
高 橋 恵里香	宮城県地域生活定着支援センター
高 橋 邦 治	高機能自閉症当事者活動「青年の会」メンバー
○田 中 総一郎	東北大学医学部小児科 准教授
◎野 口 和 人	宮城教育大学 特別支援教育総合研究センター 教授
松 林 昌 紀	弁護士
米 倉 尚 美	ひかり苑 施設長
渡 部 正 史	つどいの家・アプリ 施設長

今後の発達障害児者支援の方向性とアートの役割

～地域で誰もが安心して暮らすために～

平成 26 年 8 月 発行

仙台市発達相談支援センター連絡協議会

(仙台市北部・南部発達相談支援センター)

〒981-3133 仙台市泉区泉中央二丁目 24 番地の 1

仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター内

電話:022 (375) 0110 FAX022 (375) 0142

メールアドレス:fuk005410@city.sendai.jp